

コンテンツ (No.18)

今回は、1999年の特許、商標の出願件数速報、年頭に開催された知財関係の2つの全国会議（特許工作会議、商標工作会議）の内容を中心にご紹介いたします。

1. 1999年特許出願統計速報
2. 1999年商標出願統計速報
3. 全国特許工作会議
4. 全国商標工作会議
5. 反盗版連盟設立
6. 重点保護商標の追加募集
7. 中国知財関係のニュースレター

1. 1999年特許出願統計速報

1999年の中国の特許出願（特許、実用、意匠）の統計速報が以下の通り明らかとなった。

全出願件数は、134,240件で、前年度比10%増となっている。3法の内訳は発明特許が36,649件(27.3%)、実用新案57,492件(42.8%)、意匠40,053件(29.8%)。内外別では、国内出願が109,933件で前年比14.2%増であったのに対し、外国からの出願は24,307件で前年比5%減となった。

出願件数第1位は昨年に引き続き日本であったが、1,462件減(15%減)となった。上位10カ国の顔ぶれは変わらず、昨年6位だったイギリスが8位に下がったのみである。

| | | |
|-----|--------|----------------|
| 1位 | 日本 | 7,805件(9,267件) |
| 2位 | アメリカ | 6,936件(6,319件) |
| 3位 | ドイツ | 2,353件(2,458件) |
| 4位 | 韓国 | 1,447件(1,794件) |
| 5位 | フランス | 1,012件(972件) |
| 6位 | スイス | 772件(731件) |
| 7位 | オランダ | 682件(659件) |
| 8位 | イギリス | 665件(774件) |
| 9位 | スウェーデン | 571件(484件) |
| 10位 | イタリア | 373件(371件) |

()内は1998年の出願件数。

また、1985年以来的の出願件数の合計は1999年末で995,746件

に達していたが、2000年1月11日には100万件目の出願が受理された。

出願人別の統計では、外国企業の上位10位は以下の通りである。昨年まで1位だった三星電子(韓国)が大きく落ち込んで3位となった。

| | | |
|-----|--------------|------------|
| 1位 | 松下電器(JP) | 748件(797件) |
| 2位 | 日本電気(JP) | 629件(721件) |
| 3位 | 三星電子(KR) | 576件(995件) |
| 4位 | シーメンス(DE) | 465件(425件) |
| 5位 | ソニー(JP) | 409件(551件) |
| 6位 | IBM(US) | 317件(245件) |
| 7位 | フィリップス(NL) | 307件(311件) |
| 8位 | エリクソン(SE) | 294件(-) |
| 9位 | プラクトケンパー(US) | 220件(-) |
| 10位 | キャノン(JP) | 204件(-) |

()内は1998年の出願件数。

2. 1999年商標出願統計速報

永新專利商標代理有限公司のChina IP News Letter ,2000.3.2(No.2) (申込先: info@chinantd.com、または、<http://www.chinantd.com>) によれば、1999年の商標の出願状況は以下のようである。全出願件数は170,715件で前年比8.3%増(昨年157,683件)であり、うち国内からの出願は140,620件で8.7%増、外国からの出願は18,883件で前年比3.5%増とのことである。また、マドリッド協定関係の出願は11,212件がこれは前年比11.7%増となっている。

外国からの出願上位10カ国は以下の通りで、上位5カ国の順位は昨年と同様であった旨報告されている。

| | | |
|-----|--------|----------------|
| 1位 | アメリカ | 8,086件(7,280件) |
| 2位 | 日本 | 2,698件(2,773件) |
| 3位 | イギリス | 1,117件(1,196件) |
| 4位 | ドイツ | 951件(1,070件) |
| 5位 | 韓国 | 650件(586件) |
| 6位 | スイス | 638件(469件) |
| 7位 | フランス | 592件(583件) |
| 8位 | バージン諸島 | 458件(418件) |
| 9位 | オランダ | 373件(219件) |
| 10位 | シンガポール | 357件(330件) |

()内は1998年の出願件数。

3. 全国專利工作會議

全国專利工作會議が2000年1月18日~21日まで北京で開催された。この會議は、專利(特許、実用新案、意匠関係)の業務全般について、国家全体の年間業務をレビューするとともに今後の計画を策定するための重要會議で

ある。例年、知識産権局が主催して、中国全土から関係機関の代表200人以上集まって行われており、前回までは毎年10月から11月に行われていた。しかし、昨年はこの会議が開催できなかったため、今年は過去2年間の業務をレビューし、今後2年の業務計画を取りまとめることとなった模様。

会議は初日に、姜局長より活動報告があり、最終日には、先頃就任した王副局長より総括講話があつて終了した。

姜局長は活動報告の中で、WTO加盟後は知的財産権の保護が強化されるため、中国の企業は更に厳しい競争環境にさらされることを指摘し、短期間に中国企業の知財管理能力を高め、独自の知的財産権を獲得することが喫緊の課題である旨報告した。さらに、各企業は目先の生産・市場供給だけにとらわれず、先進技術の導入とハイテク技術の開発を進めなければならないが、そのためには、先進国からの技術導入及び世界中の特許情報の活用が重要であるとしている。そして、2001年からの第十次五カ年計画においては、専利法制の整備、技術革新と国有企業改革に適した専利権保護の環境形成、企業の知財管理の強化と出願促進、独自の知的財産権を有する製品の開発と産業化、電子出願の導入と特許情報システムの構築、迅速・的確な審査・審判の確立に取り組まなければならないとした。

また、全国専利工作会議の開催前日には新聞発表会が催され、知識産権局の幹部から審査、審判処理の状況が以下のように発表された。

(1) 呉 伯明 知識産権局副局長(審査・審判処理)

1998年10月より、審査・審判の処理促進をすすめ、全局の職員は通常業務の20%増、共産党員、幹部は25%増を目標として取り組んできた。この結果1998年末には処理件数が35%増となり、意匠については滞貨0となった。1999年は、権利付与件数が100,154件で前年より47.5%増となった。そのうち発明専利については11,691件で前年比106%であり、実用新案、意匠については滞貨0の状況である。今後も審査期間を一層短縮し、2002年までに滞貨を0とするため、今年及び来年に、審査官を150~200人増員することを検討している。

また、審判部門(専利復審委員会)では、審査官22名に審判業務を担当させ、2年以内に拒絶査定不服、無効審判の滞貨がなくなるよう取り組んでいる。

(2) 李 政 専利復審委員会副主任(審判処理)

審判部門では、1999年には処理件数が前年比182%の1,196件となり、請求案件1,246件とほぼバランスする状況となった。特に無効審判については処理件数が795件で請求案件783件を上回った。しかしながら、審判部門では1999年末で滞貨が2,322件存在しており、今後も手続きの簡略化、自動化の推進により処理促進に努める予定である。

4. 全国商標工作会議

全国商標工作会議は、2000年1月18日~20日まで上海で開催された。この会議は現在でも毎年開催されており、今回の会議では白大華国家工商行政

管理局副局長が過去1年の業務をレビューし、2000年の業務課題として、商標違法行為の徹底排除を掲げるとともに、商標管理業務を行う専門的人材の育成を目標とする旨の講話があった。

白副局長は、今年の課題の第一として法律執行の重要性を挙げ、昨年定めた280の重点保護商標等の保護を一層強化するとともに、商標権侵害行為について処罰の度合いを強化する点を強調した。中でも外国企業の権益保護に取り組みねばならないとし、1999年に外国企業関係の取締件数が前年比44%増の1,810件となったことを発表した。特に、広東省汕頭（スワトウ）市工商局が取り締まった「BARBIE」及び「MATTEL」商標侵害事件の罰金額は200万元に達し、北京市工商局通州分局は「ナイキ」をはじめ、約10種の外国ブランドの商標権侵害事件の取締では罰金が40万元に達したこと。四川省成都市工商局は「ペプシコーラ」と「OMO」等の商標権者と「ニセモノ取締、ブランドを保護」の契約を結び、積極的に商標権侵害事件を摘発したこと、雲南省昆明市工商局は「昆明市ロールスロイスカラオケ」を取り締まったといった事例を紹介した。

また、商標局の活動としては、中国の著名商標が153件になったことや、1999年の受理件数が16.52万件、登録件数が12.24万件で昨年より1.47万件増となったこと。商標評審委員会（審判部に相当）では、6,332件受理し、4,887件結審していることを報告した。（出願件数については、先の永新事務所の報告とは多少ズレがある）

また、これまでの商標累計登録件数は109万1200件に上り、世界10位となった点も報告された。

このほか、白副局長は「商標登録の質と効果を高め、国有企業改革に合わせて、現代企業制度を設立、整備するために、商標局では現在『商標法』の改正を急いでいる。各級工商部門でも、企業の体制改革、再編、合併、倒産過程で発生する無形資産の無駄と流失を防ぐため、重点企業の商標使用権に対し実態調査を進め、企業の商標資産効果を高める援助をしている」と語った。また、講話によれば、中国商標局では今年末までに、全国商標登録、管理の自動化システムと、コンピュータによるデータ検索システムを設置し、商標審査業務を一層効率化する予定とのこと。

5．反盗版連盟設立

3月23日の人民日報の報道によれば、国家版權局の于友先局長は中国著作権工作会議で22日、中国は近いうちに全国反盗版連盟を設立し、海賊版に対する取締りを強化する考えを明らかにしたとのこと。

記事によれば、反盗版連盟設立の目的は、海賊版取締りの新しいメカニズムを形成するためであり、海賊版を早期発見に発見して取締を行い、著作権者の保護を図ることにある模様。（詳しくは、人民日報（日本語版）

<http://web3.peopledaily.com.cn/j/2000/03/23/newfiles/a1230.html>を参照）

6. 重点保護商標の追加募集

関係者からの情報によれば、現在、国家工商行政管理局は、昨年1月～2月に募集され、5月に公表された「重点保護商標リスト」(全280商標、うち、日本企業の商標は24商標)について現在改訂を進めている模様。

この重点保護商標に指定されると、工商行政管理局が自主的な市場検査をする際の重点的保護対象となる。侵害による被害の大きい商標については、涉外代理人事務所を通じて、侵害事件の発生状況等の資料を添えて保護リストへの掲載を申請すると、新たに重点保護商標に認められる可能性がある。

なお、今回のリスト改訂は、小規模なもので、前回のように多数の商標が認定されといったものではない模様。また、申請の締め切りも4月上旬らしい。

7. 中国知財関係のニュースレター

英国ロンドンを拠点として、知的財産権保護や権利行使業務、代理業務を専門にサービスをしている rouse & co. international (ラウス&カンパニー インターナショナル)では、北京・上海・広東省、香港に事務所をおき、2週に一度程度の割合で email にて中国の知財動向をまとめた China IP Express (英文)を発行している。

購読希望者は、住所及び E-mail アドレスを以下のアドレスまで登録すれば無料で送付を受けることができる。

connell@iprights.com、beijing@iprights.com、or bian@iprights.com。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/3/28号 (NO.18)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
